

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

市道鷺沼線への駅前街区駐車場出入口の集中について

駅前街区は商業、業務、住宅のそれぞれの駐車場の出入口がすべて市道鷺沼線に面し、駐輪場の出入口も兼ねている。出入口はわずかしが離れておらず利用が集中する時間帯には大変な渋滞が予想される。

住宅の大規模機械式駐車場がどのような構造で出入にどれくらい時間がかかるかの説明もなく、商業の商品搬入のためのトラックの搬入口も明示されていない。このレベルの図面と資料では意見書を提出するのには全く不十分である。評価方法書を再提出し最初からやり直すべきである。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）